ちょっと注目

製品表示に注目！
－正しい取り扱いのために－

私たちの身の回りには多種多様な化学製品が存在し、普段の生活と密接な関わりをもっています。しかし、時としてその取り扱いを誤ると、思わぬ被害を引き起こすことがあり、「強アルカリ性の製品が眼に入ったが、すぐに水で洗い流さなかったために、眼の角膜に損傷があり通院した」「誤って過剰に製品を使用したため、体調不調になった」「製品をこぼしてそのままにしたため、家具が変色してしまった」等の相談が当センターに寄せられています。このような事故を未然に防止するため、それぞれの製品には、その製品を安全かつ効果的に使用するためのさまざまな情報が表示されています。

私たちは、初めて使う製品で使い方がわからない時は、慎重になり製品表示をよく読みます。しかし、使い方の見当が容易につく時は、すぐに使ってしまいがちです。また、日常的に使用する製品に危険なものなどないという思い込みや、自分だけは大丈夫という根拠のない自信から、ついつい製品表示を見過ごしがちです。製品表示は、製品からあなたへの大切なメッセージであると捉えて、改めて注目してみてください。結果として、それがあなたの身を守ることになるのです。

様々な化学物質が調製されて化学製品は作られていますが、その製品ごとに「薬機法」（医薬品・化粧品）、「消防法」（危険物）、「高圧ガス保安法」（エアゾール製品）、「農薬取締法」「毒物劇物取締法」「容器包装リサイクル法」など、それぞれに該当する法律で定められた事項を製品に表示することが義務づけられています。

また、日常生活で使用される繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品のうち、消費者が製品を選ぶ際に、品質を外観だけで判断することは困難ですが、使用する上で品質を見分ける必要性の高い製品があります。この様な製品は、品質を見分けるために必要な表示事項･方法を定めている「家庭用品品質表示法」に基づいた表示がされています。プラスチック製品、石けん･洗剤･洗浄剤、ワックス、塗料、漂白剤などの化学製品が相当していて、それぞれの品目ごとに成分・性能・用途・取り扱い上の注意などの表示が義務づけられています。

さらに、鉱工業品のうち、購入する際に品質の判定が難しく、品質に欠陥があった場合に消費者の被る不利益が大きい製品については、それぞれの品質や検査方法などを「産業標準化法」に基づいて日本産業規格（JIS）が設けられています。自動車ガソリン、灯油、軽油、自動車用つや出しワックス、化粧石けん、洗濯石けん、洗濯用･台所用合成洗剤などの化学製品について、定められた基準を満たした製品については 、JIS マークを表示することが認められています。

これらの法律で定められた表示に加え、それぞれの製品の業界団体では、品質や安全性を確保するための自主基準を設けて、それに基づく製品表示を行っています。表示の内容は製品ごとに異なりますが、廃棄上の注意等の項目を設けたり、警告のための絵表示を統一したりするなど、それぞれの業界での取り組みがなされているほか、メーカーが独自に行っている表示もあります。

化学製品に限らず、どのような製品にも、メーカーが期待する安全な使用方法があります。つい分かっているつもりで 見落としがちな製品表示ですが、誤った使い方による事故を防ぐため、必ず表示を確認した上で製品をご使用ください。またメーカーも、より安全な製品設計を心がけるとともに、必要な情報が正確に伝わるように、見やすく、分かりやすく、そして偽りのない表示を行うことは言うまでもありません。
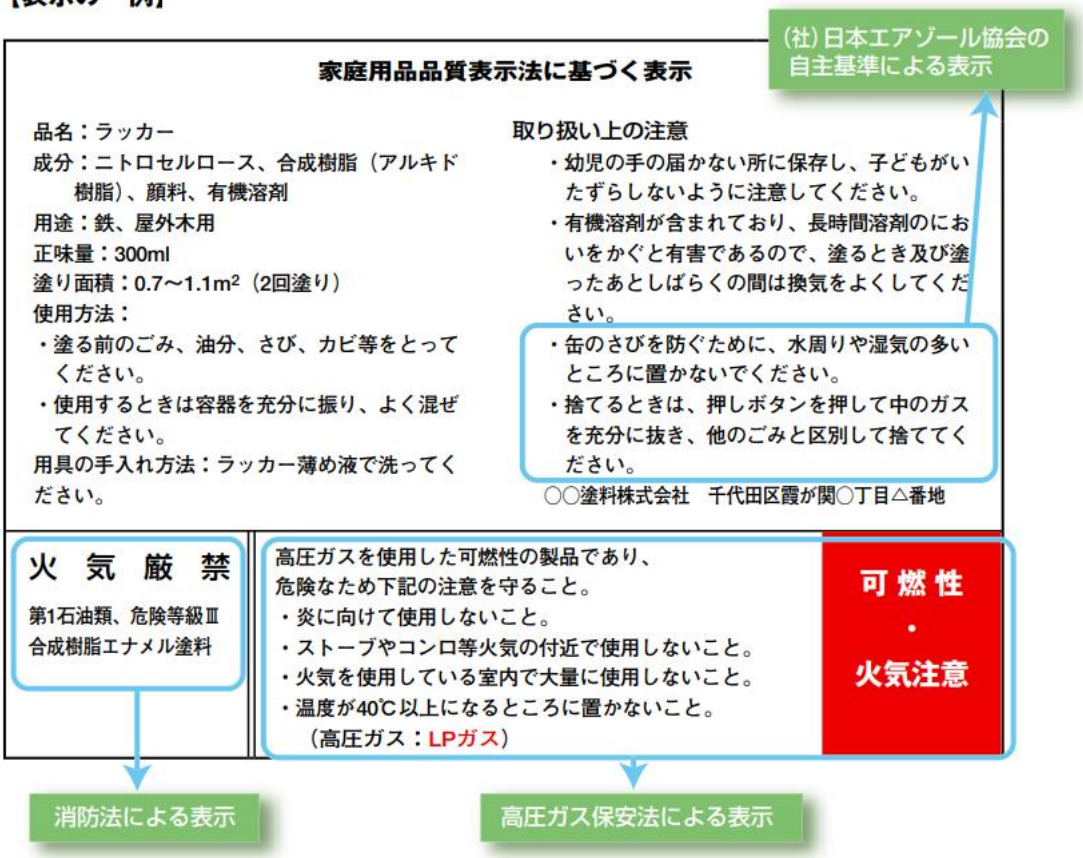
【表示の一例】